

議案第五号

港区財政調整基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区財政調整基金条例の一部を改正する条例

港区財政調整基金条例（昭和四十七年港区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般会計純剰余金」を「港区一般会計純剰余金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、前条の目的を達成するため必要な場合は、港区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることにより、基金への積立てを行うことができる。

第三条中「一般会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

財政調整基金の積立てに係る規定を改めるため、本案を提出いたします。